

(税経 41) (地 487) (健 II 435)

令和 3 年 1 月 21 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本吉郎

(公印省略)

更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援
について

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金については、令和 2 年 1 2 月 2 9 日付け文書(地 458・健 II 408)、並びに令和 3 年 1 月 8 日付文書(地 469・健 II 416・税経 35)で貴会にご案内申し上げます。

今般、厚生労働省より、同補助金に係る医療機関向けリーフレット「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援のご案内」が発行されましたので、ご案内申し上げます。

本リーフレットは、同補助金の対象経費等について、本会からの申し入れにより従来の Q&A をより明確化した内容となっております。例えば、補助対象となる新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費について、従前から勤務する職員を含めた新型コロナ対応手当は、一日ごとの手当、特別賞与、一時金等の方法により支給することが考えられることや、新型コロナ患者等への対応に伴う時間外勤務手当が対象となること。また、新型コロナ患者を受け入れる病棟のみに限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても新型コロナ患者及び疑い患者の対応を行う医療従事者は対象となり得ること、医療資格を有していない職員(例えば事務職員も含む)も対象となり得ること、等が示されております。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、病床が逼迫している地域における更なる受け入れ病床の確保についてご検討いただきますようお願いいたします。また、貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。